

2020年4月1日
朝日生命保険相互会社

「無配当先進医療特約（返戻金なし型）」等にご加入のお客様へのお知らせ
～ 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の先進医療からの削除について～

社業におきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、3月27日付「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（告示）」において、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」について、2020年4月1日より先進医療技術から削除されることが示されました。

つきましては、2020年4月1日以降に同療養を受けられましても、以下の弊社商品につきましては、ご契約日にかかわらず、お支払対象にはなりませんので、予めご了承ください。

< 弊社商品 >

- ・ 無配当先進医療特約（返戻金なし型）
- ・ 無配当引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）
- ・ 無配当先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当引受基準緩和型先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当引受基準緩和型新先進医療特約（返戻金なし型）S
- ・ 無配当団体医療保険用先進医療特約

上記の弊社商品にてお支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限り）をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科（歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科）のみで実施することが定められている先進医療はお支払対象にはなりません。

なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、随時見直されます。

以 上